

土地売買契約書

売主 つくば市 を甲とし、買主 を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価格)

第1条 甲は、金 円 (¥ -) をもって、次に掲げる市有地 (以下「土地」という。) を、乙に売り渡すものとする。

所在地番	地目	地積
つくば市荃崎字永作 1814 番 13	雑種地	164 m ²

(代金の支払い)

第2条 乙は、前条の代金を甲の請求に基づき、令和5年(2023年)10月31日までに、甲が発付する納入通知書で支払わなければならない。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第3条 土地の所有権は、乙が第1条の代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、甲から乙に引渡されたものとする。

(所有権の移転登記)

第4条 乙は、前条第1項の規定により土地の所有権が移転した後、1か月以内に所有権移転の登記をし、登記完了証の写しを甲に提出するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 甲は乙に対し、本契約にかかる一切の契約不適合責任を負わないものとし、甲は乙に対し、本件土地が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を

解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（原状回復義務等）

第7条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、土地を原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、甲がこの土地を原状に回復することが適当でないと認めたときはこの限りでない。

2 乙は、前項の規定により土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出するものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

（契約の費用）

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第10条 本契約に関する一切の法律関係に基づく訴えは、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所をもって、管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第11条 本契約に関し、疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲

乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年(2023年) 月 日

住 所 つくば市研究学園一丁目1番地1
甲 氏 名 つくば市
つくば市長 五十嵐立青

住 所
乙 氏 名